

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（財産活用課）	6
○特定調達契約に係る入札の公告……………（財産活用課）	6
○農地法第41条第3項の規定に基づく所有者等を確知できない農地を利用する権利の 設定に関する裁定（4件）……………（農地調整課）	8
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	10
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	11
○建設業者に対する監督処分……………（建設管理課）	11

告 示

北海道告示第453号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年10月7日

北海道知事 鈴木直道

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和7年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 契 約 | 令和7年10月7日に一般競争入札の公告を行う北海道庁本庁舎構内除排雪業務 |
| (2) 資 格 | 除排雪業務に関する資格（以下「資格」という。） |
| (3) 特定役務の種類 | 除排雪業務 |

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- 令和7年10月1日現在において引き続き2年以上除排雪業務を営んでいること。
- 令和5年10月1日から令和7年9月30日までの間において、公共施設、道路又は大規模商業施設の除排雪業務の実績を有していること。
- 次の除排雪機械を確保できること。

ア 除雪ドーザ	（9トン（1.5㎡）級以上）	2台
イ ダンプトラック	（10トン級以上）	2台
ウ ホイールローダ	（0.5㎡級以上）	1台
エ バックホウ	（ホイール型0.45㎡級以上）	1台
オ ロータリー除雪機	（10PS以上）	1台
- 除排雪機械の運転免許を有する者を含め、除雪作業員を6名以上配置できること。
- 除排雪業務について、損害保険会社と損害賠償保険契約を締結していること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和7年10月7日（火）から同月21日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分までの間にしなければならない。
- 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道総務部イノベーション推進局財産活用課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsk/114999.html>）においてダウンロードすることができる。
- 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道庁総務部イノベーション推進局財産活用課 |
| (2) 所 在 地 | 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| (3) 電 話 番 号 | 011-204-5891 |

北海道告示第454号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年10月7日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

北海道庁本庁舎構内除排雪業務 一式

ア 除雪ドーザ（9トン（1.5m ³ ）級以上 汎用プラウ）（1時間当たりの単価）	362時間
イ ダンプトラック（10トン級以上 排雪用差し杵）（1時間当たりの単価）	496時間
ウ ホイールローダ（0.5m ³ 級以上 スノーバケット付）（1時間当たりの単価）	229時間
エ バックホウ（ホイール型0.45m ³ 級以上 スノーバケット付）（1時間当たりの単価）	145時間
オ ロータリー除雪機（10PS以上）（1時間当たりの単価）	245時間
カ 除雪作業員（1時間当たりの単価）	1,125時間

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所 札幌市中央区北2条西5丁目から北3条西6丁目まで 北海道庁本庁舎構内

2 入札に参加する者に必要な資格

令和7年北海道告示第453号に規定する除排雪業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部イノベーション推進局財産活用課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟庁舎4階7号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部イノベーション推進局財産活用課）
- (2) 入札日時 令和7年11月17日（月）午前10時（送付による場合は、同月14日（金）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部イノベーション推進局財産活用課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsk/114999.html>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

- (1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）
- (2) 全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。
- また、再度の入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うこととし、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者から見積書を徴する。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総務部イノベーション推進局財産活用課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5891

10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Snow Removal on the premises of the Hokkaido Government Annex Type of work to be contracted (cost per hour)
- a Snow removing tire dozar (9tons (1.5m³)) 362hours
- b Dump truck operation (10tons) 496hours
- c Tractor shovel snow bucket (0.5m³) 229hours
- d Excavator (attachment with snow bucket) 145hours

e

Rotary snowplow (10PS)

245hours

f

Work by laborers

1,125hours

B

Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 17, 2025

(If mailed,bids must arrive no later than November 14, 2025)

C

Contact : Prefectural Property Utilization Division, Bureau of Innovation Promotion,

Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome,

Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5891

北海道告示第455号

次の農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年10月7日

北海道知事 鈴木直道

1 農地の所在等

所 在 及 び 地 番	地目（現況）	面積（㎡）
旭川市東鷹栖 6 線15号2571－15	田	562
旭川市東鷹栖 6 線15号2571－35	田	1,348
旭川市東鷹栖 6 線15号2571－37	田	1,063
旭川市東鷹栖 6 線15号2571－61	田	192
旭川市東鷹栖 6 線15号2571－79	田	580
旭川市東鷹栖 6 線15号2571－80	田	59
旭川市東鷹栖 6 線15号2571－81	田	351
旭川市東鷹栖 7 線15号2570－ 5	田	17,961
旭川市東鷹栖 7 線15号2570－20	田	4,219
旭川市東鷹栖 7 線15号2570－23	田	295

2 農地を利用する権利の内容等

(1) 内容

利用権

(2) 始期

令和7年12月31日

(3) 存続期間

10年

(4) 借賃に相当する補償金の額

2,350,000円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構

(1) 名称

公益財団法人 北海道農業公社

(2) 代表者氏名

理事長 小田原 輝和

(3) 所在地

札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

4 農地の所有者等の情報

登記名義人

小島 勇一

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに旭川地方法務局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は旭川地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

北海道告示第456号

次の農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年10月7日

北海道知事 鈴木直道

1 農地の所在等

所 在 及 び 地 番	地目（現況）	面積（㎡）
旭川市東旭川町桜岡149	田	3,765
旭川市東旭川町桜岡149－ 2	田	1,428
旭川市東旭川町桜岡149－ 5	田	2,653
旭川市東旭川町桜岡149－ 7	田	2,796
旭川市東旭川町桜岡152－ 1	田	15,892
旭川市東旭川町桜岡157－ 2	田	687
旭川市東旭川町桜岡157－ 6	田	472
旭川市東旭川町桜岡157－ 8	田	6,155
旭川市東旭川町桜岡157－12	田	2,300
旭川市東旭川町桜岡157－13	田	1,276

2 農地を利用する権利の内容等

(1) 内容

利用権

(2) 始期

令和7年12月15日

(3) 存続期間

6年

(4) 借賃に相当する補償金の額

588,000円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構

(1) 名称

公益財団法人 北海道農業公社

(2) 代表者氏名

理事長 小田原 輝和

(3) 所在地

札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

4 農地の所有者等の情報

登記名義人

高橋 誠

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに旭川地方法務局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は旭川地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

北海道告示第457号

次の農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年10月7日

北海道知事 鈴木直道

1 農地の所在等

所 在 及 び 地 番	地目	面積（㎡）
上川郡剣淵町南桜町372	田	3,625
上川郡剣淵町南桜町373のうち	畑	51,184
上川郡剣淵町南桜町377	畑	137
上川郡剣淵町南桜町379	畑	79
上川郡剣淵町南桜町381のうち	畑	9,173
上川郡剣淵町南桜町382	畑	20
上川郡剣淵町南桜町383	畑	87

2 農地を利用する権利の内容等

(1) 内容

利用権

(2) 始期

令和7年10月31日

(3) 存続期間

10年

(4) 借賃に相当する補償金の額

320,000円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構

(1) 名称

公益財団法人 北海道農業公社

(2) 代表者氏名

理事長 小田原 輝和

(3) 所在地

札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

4 農地の所有者等の情報

登記名義人

多積 知一

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに旭川地方法務局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は旭川地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

北海道告示第458号

次の農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年10月7日

北海道知事 鈴木直道

1 農地の所在等

所 在 及 び 地 番	地目	面積（㎡）
茅部郡森町字尾白内町1268-18	畑	991

2 農地を利用する権利の内容等

(1) 内容

利用権

(2) 始期 令和7年11月1日	同	同	岡本勝美	同	郡由仁町岩内675番地
(3) 存続期間 10年	同	同	青山佳代子	同	郡由仁町馬追143番地の1
(4) 借賃に相当する補償金の額 60,000円	同	同	田中敏晴	事	同 郡由仁町中三川304番地
3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構	同	同	渡邊好弘	同	同 郡由仁町山榊850番地
(1) 名称 公益財団法人 北海道農業公社	退任	令和7.8.18	理事	飯田修久	同 郡由仁町本三川313番地
(2) 代表者氏名 理事長 小田原 輝和	同	同	同	青山利幸	同 郡由仁町川端2081番地
(3) 所在地 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23	同	同	同	前田直樹	同 郡由仁町東三川1700番地
4 農地の所有者等の情報 登記名義人 柳田 ミヨ	同	同	同	東 澄	同 郡由仁町熊本611番地
5 補償金の支払の方法 農地を利用する権利の始期までに函館地方法務局八雲支局に供託する。	同	同	同	森本 淳	同 郡由仁町古山606番地
6 補償金の還付について 農地の所有者等は函館地方法務局八雲支局において、補償金の還付を受けることができる。	同	同	同	矢内辰昌	同 郡由仁町西三川466番地
	同	同	同	本間孝明	同 郡由仁町山榊508番地
	同	同	同	岡本勝美	同 郡由仁町岩内675番地
	同	同	監事	田中敏晴	同 郡由仁町中三川304番地
	同	同	同	松浦和博	同 郡由仁町東光60番地
	同	同	同	堀 泰夫	同 郡由仁町古川581番地
留辺薬土地改良区					
	就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
	就任	令和7.9.1	理事	本田啓明	北見市留辺薬町大和417番地4
	同	同	同	片平道浩	同 市留辺薬町旭3区197番地44
	退任	令和7.8.31	同	本條康浩	同 市留辺薬町滝の湯107番地3
	同	同	同	奥原親雄	同 市留辺薬町栄町117番地136
てしおがわ土地改良区					
	就任	年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所
	令和7.9.17		理事	渋谷明子	名寄市風連町字西風連2250番地
	同		同	漢 幸江	上川郡剣淵町仲町15番10-2号
北海土地改良区					
	就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
	就任	令和7.9.19	理事	林 孝友	美唄市西2条南7丁目1番14号
	同	同	同	渡邊達郎	砂川市空知太583番地2
	同	同	同	堀 政博	空知郡奈井江町字奈井江203番地
	同	同	同	田島裕也	美唄市西2条南4丁目6番20号
	同	同	同	加藤禎行	同 市字上美唄4314番地の1
	同	同	同	坂本一弘	同 市字大富5684番地
	同	同	同	石尾文宏	岩見沢市北村大願480番地8
	同	同	同	湯本克也	同 市大願町553番地4

同	同	同	土 永 正	同	市北村赤川3893番地	同	同	同	石 尾 文 宏	岩見沢市北村大願480番地 8					
同	同	同	定 塚 光 晴	同	市北村豊里711番地 1	同	同	同	土 永 正	同 市北村赤川3893番地					
同	同	同	吉 谷 克 敏	同	市北村美唄達布4396番地	同	同	同	田 中 秀 樹	同 市御茶の水町225番地 4					
同	同	同	平 田 学	同	市志文町715番地 8	同	同	同	山 口 浩 幸	空知郡南幌町北町 1 丁目 1 番 7 号					
同	同	同	石 橋 代 典	同	市幌向南 4 条 4 丁目 269番地 6										
同	同	同	川 森 輝 政	同	市栗沢町砺波243番地										
同	同	同	増 井 彰 宏	同	市栗沢町上幌2703番地										
同	同	同	珍 田 成 恭	空知郡南幌町南17線西16番地											
同	同	同	千 成 努	同 郡南幌町南18線西20番地											
同	同	同	縄 貴 洋	同 郡南幌町南 9 線西 9 番地											
同	同	同	中 山 由利子	札幌市中央区南16条西15丁目 1 番26号											
同	同	監	事 高 柳 修 一	空知郡奈井江町字茶志内美唄3845番地											
同	同	同	林 正 樹	美唄市西 4 条南 4 丁目 1 番12号											
同	同	同	平 野 優	岩見沢市北村豊里567番地											
同	同	同	田 中 秀 樹	同 市御茶の水町225番地 4											
同	同	同	宍 戸 祐 介	空知郡南幌町南17線西 8 番地											
退	任	令和 7. 9.18	理 事 長 井 眞	岩見沢市西川町451番地											
同	同	同	垣 野 芳 博	砂川市東豊沼180番地 5											
同	同	同	堀 政 博	空知郡奈井江町字奈井江203番地											
同	同	同	田 島 裕 也	美唄市西 2 条南 4 丁目 6 番20号											
同	同	同	林 孝 友	同 市西 2 条南 7 丁目 1 番14号											
同	同	同	加 藤 禎 行	同 市字上美唄4314番地の 1											
同	同	同	坂 本 一 弘	同 市字大富5684番地											
同	同	同	宮 越 英 治	岩見沢市大願町420番地											
同	同	同	湯 本 克 也	同 市大願町553番地 4											
同	同	同	定 塚 光 晴	同 市北村豊里711番地 1											
同	同	同	吉 谷 克 敏	同 市北村美唄達布4396番地											
同	同	同	平 田 学	同 市志文町715番地 8											
同	同	同	石 橋 代 典	同 市幌向南 4 条 4 丁目 269番地 6											
同	同	同	立 藏 俊 一	同 市栗沢町越前754番地 2											
同	同	同	坂 口 信 幸	同 市栗沢町由良494番地											
同	同	同	珍 田 成 恭	空知郡南幌町南17線西16番地											
同	同	同	立 川 久 彦	同 郡南幌町稲穂 1 丁目 8 番 2 号											
同	同	同	縄 貴 洋	同 郡南幌町南 9 線西 9 番地											
同	同	監	事 高 柳 修 一	同 郡奈井江町字茶志内美唄3845番地											

北海道告示第460号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区
の定款の変更を認可した。
令和 7 年10月 7 日
北海道知事 鈴 木 直 道

認可年月日

土地改良区名

令和 7. 9.24

オロロン土地改良区

令和 7. 9.26

北海土地改良区

同

篠津中央土地改良区

同

鵲川土地改良区

北海道告示第461号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第 3 項の規定により、次のとおり営業の停止を
命じた。
令和 7 年10月 7 日
北海道知事 鈴 木 直 道

1 処分をした年月日

令和 7 年 9 月24日

2 処分を受けた者

(1) 商号及び代表者の氏名

ターフエナジー株式会社 本田 カオリ

(2) 主たる営業所の所在地

野付郡別海町西春別駅前錦町74番地

(3) 建設業の許可の番号

(般－5) 根第787号

3 処 分 の 内 容

(1) 営 業 停 止 の 範 囲

地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず、営業の全
部停止

(2) 営 業 停 止 の 期 間

令和 7 年10月 8 日から同月10日までの 3 日間

4 処分の原因となった事実

上記の者が建設業法第28条第 1 項第 3 号に該当した。

令和 7 年（2025年）10月 7 日（火曜日）

北 海 道 公 報

第 6 4 8 号 11